

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日をとる
の翌日)

目次

- ◆告示
 - 字の区域の新設等
 - 結核予防法による医療機関の指定
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 土地改良区の役員の就退任
 - 土地収用法による土地の立入り
 - 廃川敷地の生成
- ◆選挙告示
 - 米子境港市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会委員の選挙の当選人
 - 政治団体の設立の届出
 - 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
 - 政治団体の解散の届出
 - 政治団体の収支に関する報告書の要旨

告示

鳥取県告示第千四百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び廃止は、昭和五十六年一月一日からその効力を生ずる。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する 字の名称	同上の区域（昭和五十五年九月一日現在の地番による。）
貴住字岩ノ口	長山字岩ノ口の全域及び長山字茶畑の全域
廃止する字の 名称	長山字岩ノ口及び長山字茶畑

鳥取県告示第千四百四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医 療 機 関 名	所 在 地
昭和五十五年十二月五日	よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一八番 四号

鳥取県告示第千四百九十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十五年十二月六日	坂根歯科医院	米子市皆生一八八九
"	高田内科医院	境港市東雲町七
"	よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一八番四号

鳥取県告示第千五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

邑美土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 岡 實 鳥取市中大路四〇

病気のため昭和五十五年八月三日退任

邑美土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

監事 徳尾 貞昌 鳥取市中大路一二五

昭和五十五年八月三日開催の臨時総代会において補欠選挙の結果当選し、
同月十二日就任 任期昭和五十六年一月二十八日まで

北条土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 柘田 光好 倉吉市巖城七六一

" 山本 幸人 " 小田一九二

" 木天 富治 " 下古川三二四

德田 宗治	井手畑一七
伊東 義男	新田一三八
松本 秋	東伯郡北条町大字江北六二一一
磯江 美彰	二六一一
井上 好長	国坂五四四
青亀 泰己	二八二
岸田喜代治	土下一九六
宇田川政利	島六七九
八木 稔	北尾四八八
河原 勝好	田井七六
根鈴 一雄	松神七六四
谷本 正和	曲三一六
吉田富士雄	大栄町大字西園一一四四
山崎 祥雄	瀬戸六七一一
井中 正男	六尾三二四
監事 西谷 重幸	倉吉市古川沢一九三
引田 光雄	東伯郡北条町大字江北六九〇
田熊 茂美	米里二六八一
大西 義信	大栄町大字東園四〇三

任期満了により退任

北条土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 山田 一幸 倉吉市巖城七九四

山本 幸人	小田一九二
木天 富治	下古川三二四
河本 三男	一六八
伊東 義男	新田一三八
松本 秋	東伯郡北条町大字江北六二一一
磯江 美彰	二六一一
井上 好長	国坂五四四
青亀 泰己	二八二
岸田喜代治	土下一九六
田熊 茂美	米里二六八一
八木 稔	北尾四八八
三谷 三郎	弓原三七四
太田 重栄	下神七〇八
谷本 正和	曲三一六
大西 義信	大栄町大字東園四〇三
生原 敏夫	瀬戸三七九一一
井中 正男	六尾三二四
監事 西谷 重幸	倉吉市古川沢一九三
加藤 一夫	東伯郡北条町大字江北六一三
根鈴 一雄	松神七六四
吉田富士雄	大栄町大字西園一一四四

昭和五十五年十月九日開催の臨時総代会において総選挙の結果当選し、同月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第千五百一十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称 中国電力株式会社

二 事業の種類 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）に基づく電気工作物（水力発電所）の設置

三 立ち入ろうとする土地の区域

八頭郡智頭町大字八河谷、大字芦津、大字大呂、大字西野、大字大内、大字郷原、大字毛谷、大字篠坂、大字南方及び大字智頭地内

四 立ち入ろうとする期間

昭和五十五年十二月十二日から昭和五十六年十二月十日まで

鳥取県告示第千五百二十二号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県倉吉土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 河川の名称

天神川水系に係る一級河川清水川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和五十四年五月一日

三 廃川敷地の位置

1 東伯郡関金町大字今西字下松ノ木四三〇番一地从前同大字字上松ノ木四五二番二地从前まで

2 東伯郡関金町大字今西字上松ノ木四五五番一地从前同字五三〇番三地从前まで

四 廃川敷地の種類及び数量

1 土地 三七二七・三〇平方メートル

2 土地 九四七・四八平方メートル

鳥取県告示第千五百二十三号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三十五条第四項の規定により、米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙の候補者をもつて当選人と定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 宅地所有者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所又は名称及び主たる事務所の所在地

野 田 裕 一 米子市上福原一一五二番地の一

山 崎 久 作 米子市万能町五番地

杵 村 善 門 米子市東福原六七四番地三

瀬 尻 孝 昌 米子市旗ヶ崎一〇九八番地の一

有限会社
米子クリーニング商会 米子市加茂町二丁目一〇番地

江 原 勝 米子市紺屋町一三一番地の四

二 借地権者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所

大 原 廉 男 米子市末広町二番地

小 室 安 正 米子市東町九二番地

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考 その他 の政治 団体
山本正剛後援会	河上 保春	河上 武実	岩美郡国府町谷一六〇	
丸山董後援会	山本 勝美	定久 健	岩美郡国府町玉鉾	
藤 和 会	野崎清治郎	門脇 智彦	倉吉市山根喜助谷四三	
秀 峰 会	鳥越 栄二	富山 靖	倉吉市上井源平田三五三	
田口陽一郎後援会	福島正太郎	増田 忠美	倉吉市下米積七四二	
八 日 会	藤井 数雄	小椋世津男	倉吉市上井源平田三五三	
藤井文雄後援会	山根 弘志	福永 古	倉吉市山根喜助谷四三	
鹿島功後援会	高見 純一	片桐 義春	西伯郡中山町塩津九七	
石田昇後援会	小林 章人	山本 岑夫	倉吉市志津五七三	
土井寛後援会	徳田 信道	土井 忠吉	岩美郡国府町屋二四七	
歳岡秋治後援会	木嶋 孝明	裏坂 憲一	八頭郡船岡町破岩四四	
中国電力労働組合 政治連盟鳥取県本部	橋本悠紀夫	山本 和夫	鳥取市片原二丁目二〇一	

愛国青年連盟義勇

清水 章夫

佐古 利夫

倉吉市上井町三四七

〃

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	異動事項	新	旧
鳥取県理容政治連盟	主たる事務所の所在地	鳥取市南吉方一丁目七十一―二	境港市松ヶ枝町二三
〃	会計責任者	杉本 稔	神野 強
鳥取県税理士政治連盟	主たる事務所の所在地	境港市元町一八四七―一	鳥取市今町一二目三五二―一二
〃	代表者	広島了輔	中尾直昭
〃	会計責任者	佐伯 巍之	山根 幹 男
鳥取県税理士相沢英之後援会	主たる事務所の所在地	境港市元町一八四七―一	鳥取市今町一二目三五二―一二
〃	代表者	広島了輔	中尾直昭

〃	会計責任者	佐伯 巍之	山根 幹 男
前田宏後援会	代表者	米山 茂	米山 重吉
鳩山威一郎鳥取県東部後援会	〃	石賀 哲男	柴田 太郎
鳥取県自治同志会	〃	中村 卓朗	森 進
環整連政治連盟鳥取支部	〃	大川 紀久	池田 忠夫
相沢英之中部後援会	主たる事務所の所在地	倉吉市巖城二七二―一	倉吉市昭和町一八〇―六
相沢英之東部後援会	〃	鳥取市永楽温泉五〇五	鳥取市今町一二目一〇三
古井喜実中部後援会	代表者	由谷 武之	蔵井 政雄

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

政治団体の名称	代表者 氏名	会計責任 者氏名	主たる事務所の所在地	備考
福井宗一後援会	清水 治	伊藤 積	倉吉市福庭一九九	その他 の政治 団体
小林国司後援会	土谷 栄一	宮野 駿美夫	鳥取市古海八一九	"

鳥取県選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十五年十二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

福井宗一後援会		政治活動費	
報告年月日	昭和55年12月1日	寄附、交付金	1,000
(昭和55年8月31日解散)			
1 収入総額	1,000円		
2 支出総額	1,000		
3 収入の内訳			
前年繰越額	1,000	1 収入総額	0円
4 支出の内訳		2 支出総額	0

小林国司後援会		政治活動費	
報告年月日	昭和55年12月2日	寄附、交付金	1,000
(昭和55年11月30日解散)			
1 収入総額	1,000円		
2 支出総額	1,000		
3 収入の内訳			
前年繰越額	1,000	1 収入総額	0円
4 支出の内訳		2 支出総額	0